

令和6年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート

産地戦略

事業実施主体名：山梨県

都道府県名：山梨県 対象品目：茶

策定年月：令和7年3月 目標年次：令和11年

※事業実施計画における目標年度の翌年度から5年目とする。

環境負荷軽減の取組

	化学農薬の使用量低減		化学肥料の使用量低減	○	有機農業の取組面積拡大		温室効果ガスの削減 (水田からのメタンの発生抑制)
	温室効果ガスの削減 (バイオ炭の利用)		温室効果ガスの削減 (石油由来資材からの転換)		温室効果ガスの削減 (プラスチック被覆肥料対策)		温室効果ガスの削減 (CO2、N2Oの排出削減)

※ 複数の栽培体系を検討した場合は、栽培体系ごとに産地戦略を策定すること。

第1 事業実施地域の現状と目指すべき姿

1 事業実施地域

山梨県南部町

※事業実施計画書第1の4の事業実施地域を記載。

2 事業実施地域の現状

当地域は、県内随一の茶産地として、高品質な茶生産に取り組んできたが、食生活の変化によるリーフティー需要の減少など、生産者を取り巻く経営環境は厳しさを増している。
そこで、販売競争力を高めるため、国内外の需要が高く、高単価で取引される有機栽培茶の生産に取り組む必要がある。しかし、本県では栽培体系が確立されてないことが課題となっている。

※1の事業実施地域の現状について、実施しようとしている環境負荷軽減の取組の実施状況等、課題と認識している点について具体的に記載。

3 事業実施地域を目指すべき姿

有機栽培に準じた栽培に取り組むことで、慣行栽培では多量の化学肥料を施用する茶の栽培において、有機物の循環利用等により化学肥料の低減が実現するとともに、化学農薬の低減も図る。

※事業実施地域内へのグリーンな栽培体系の普及により、2に記載した課題がどう改善され、どのような姿になるのかを具体的に記載。

第2 グリーンな栽培体系の普及に向けた取組

1 今後普及すべきグリーンな栽培体系

ア 取り入れる技術

	取り入れる技術	期待される効果
環境にやさしい栽培技術	・有機栽培で使用可能な有機質資材の活用 ・二番茶刈り落とし後の浅刈りによる耕種的防除	化学肥料の低減や化学農薬散布の削減
省力化技術	・防草シートの活用 ・遠隔カメラの導入	除草作業やほ場確認の削減による省力化

2 新たな栽培体系の普及に向けた目標

ア 普及を目指す面積

(単位：ha)

指標 \ 年度	R5 (現状値)	R11 (目標値)	増減率 (%)	備考
対象品目全体の作付面積	79.8	72	▲10%	
うち、グリーンな栽培体系に取り組む面積	0.3	2	567%	
普及割合	0.4%	2.8%		

第3 関係者の役割分担及び取組内容

構 成 員	役割分担及び取組内容
食糧花き水産課	茶の生産振興対策にかかる情報提供 有機農業推進にかかる情報提供
峡南地域普及センター	有機農業の茶園管理技術指導 グリーンな栽培体系の普及
茶振興協議会（JA山梨みらい、南部町）	グリーンな栽培体系の普及 茶の販売販路拡大